

欧州の基準・認証制度の動向（2014年3月/4月）

● トピックス一覧 ●

1. 食料品・飼料
2. エネルギー効率・エネルギーラベル
3. 製品安全
4. 機械
5. 自動車
6. 電気・電子機器

.....

1. 食料品・飼料

(1) 日本から欧州連合に向けて輸出される食品・飼料

2014年3月28日、欧州委員会は福島第一原子力発電所事故を受けた日本から EU への食品・飼料の輸入についての緊急措置を見直し、新規則 EU 322/2014を採択した。欧州委員会は同事故以降、日本から EU への食品・飼料の輸入に関する規則を定期的に見直しており、今までに EU 297/2011、EU 961/2011、EU 284/2012をそれぞれ改正し、今回の見直しは4回目となる。

今回の改正は、福島第一原子力発電所の事故が起きてから3回目の収穫期の統計に基づいて行われ、2014年4月1日から2015年3月31日まで有効。同有効期間の終了前に第4回収穫期の統計を基に見直し作業が行われる。

今回の見直しでは、原発事故後に導入された日本からの特定の製品と地域からの輸入に放射線検査分析報告書の添付を義務付けた緊急措置を部分的に緩和した。福島県産の食品には引き続き緊急措置が適用される一方、東京都と神奈川県産の全ての食品は緊急措置の対象外となった。その他の

地域の製品に関しては、秋田県や山形県、長野県産の一部の野草と静岡県や山形県、長野県、新潟県、青森県産のキノコ類など、一部の食品に関しては引き続き放射線検査報告書の添付が義務付けられる。お茶に関しては、福島県産以外の地域の産品は緊急措置の対象外となった。

参照：欧州委員会発行の [改定案](#)

(2) 緊急警報通知 (RASFF Portal)：日本から輸入される食品に関する警告

2014年3～4月にかけて、EU の食品および飼料に関する早期警告システム、緊急警報ポータルサイト (RASFF Portal) で、複数の日本産の製品がヒトの健康に重大かつ直接的もしくは間接的なリスクを与える可能性があるとして加盟国から RASFF に通知された。対象製品のエンドユーザーからの回収及び欧州市場への流通防止のため、以下のような措置がとられた。

製品 (通知)	物質	通知を行った加盟国	対策
紅ショウガ (REFERENCE=2014.0298)	未承認食品もしくは調味料： <ul style="list-style-type: none"> • 食品色素 E128 (Red2G) • 食品色素 E110 (Sunset Yellow FCF) • 食品色素 E124 (Ponceau 4R / cochineal red) 	フィンランド	<u>警告通知</u> 市場からの回収
緑茶 (Notification 2014.ALM)	残留農薬： <ul style="list-style-type: none"> • クロラニリプロール (Chlorantraniliprole) • ジフルベンズロン (Diflubenzuron) • フロニカミド (Flonicamid) • フルベンジアミド (Flubendiamide) • テブコナゾール (Tebuconazole) • 未承認物質ジノテフラン (Dinotefuran) • 未承認物質トルフェンピラド (Tolfenpyrad) 	ベルギー	<u>警告通知</u> 市場への出荷停止
緑茶 (Notification 2014.AOX)	残留農薬： <ul style="list-style-type: none"> • 未承認物質ジノテフラン 	ベルギー	<u>警告通知</u> 市場への出荷停止

(3) 有機製品

3月24日、欧州委員会は、現行の有機生産および製品の表示に関する規則834/2007の改正案 (COM2014/180) を採択した。

参照：Pre Lexの[サイト](#)、 欧州委員会案[COM2014/108](#)

4月8日、EU 規則834/2007に関し、有機生産と製品の表示に関する現行規制の施行を定めた EU 規則354/2014が官報 (L106/7) に掲載された。

参照：EUの[官報](#)

4月8日、第三国から輸入される有機製品に関する要件を定める欧州委員会規則1235/2008の改定案 355/2014が採択された。

参照：EUR-Lexの[サイト](#)

(4) 新規食品規則

欧州委員会は、3月21日付官報 (L85/13、L85/10) で、以下の成分を含む新食品の域内での販売を許可すると発表した。

- (6S) -5-メチルテトラヒドロ葉酸グルコサミン塩 (2014/154/EU)
- コリアンダー種子油 (2014/155/EU)

参照：EU の官報 [L85/13](#)、[L85/10](#)

(5) 食品の農薬残留基準値に関する改正

欧州委員会は官報で、食品・飼料用作物及び動物性食品における農薬残留基準値を定めた、2005年2月23日付けの規則 EC 396/2005を改正する以下の各規則を発表した。

- 3月21日付けの EU 規則289/2014 では、以下の成分に関する農薬残留基準値を改定した。ホラムスルフロン (foramsulfuron)、アジムスルフロン (azimsulfuron)、イオドスルフロン (iodosulfuron)、オキサスルフロン (oxasulfuron)、メソスルフロン (mesosulfuron)、フラザスルフロン (flazasulfuron)、イマゾスルフロン (imazosulfuron)、プロパモカルブ (propamocarb)、ビフェナゼート (bifenazate)、クロルプロファミン (chlorpropham)、チオベンカルブ (thiobencarb)。

参照：EUの官報[L87/49](#)

- 3月27日付けの EU 規則318/2014では、フェナリモル（Fenarimol）、メタフルミゾン（metaflumizone）、テフルベンズロン（teflubenzuron）の残留基準値が改定された。

参照：EUの官報[L93/28](#)

- 4月15日付けの EU 規則364/2014 では、フェンピロキシメート（fenpyroximate）、フルベンジアミド（flubendiamide）、イソピラザム（isopyrazam）、クレソキシムメチル（kresoxim-methyl）、スピロテトラマト（spirotetramat）、チアクロプリド（thiacloprid）の残留基準値が改定された。

参照：EUの官報[L112/1](#)

- 4月22日付けの EU 規則 No 398/2014 では、ベンチアバリカルブ（benthiavalicarb）、シアゾファミド（cyazofamid）、シハロホップブチル（cyhalofop-butyl）、ホルクロルフエニユロン（forchlorfenuron）、ピメトロジン（pymetrozine）、シルチオフアム（silthiofam）の残留基準値が改定された。

参照：EUの官報[L119/3](#)

- さらに欧州委員会は、残留基準値の順守を徹底し、食用作物及び動物性食品における農薬残留基準値に晒される消費者への影響を評価するための、一貫性のある多年度管理プログラム（2015年、2016年、2017年）（4月22日付の EU 実施規則 400/2014）を採択した。

参照：EUの官報[L119/44](#)

(6) その他の食料品に関する規則

- 欧州委員会はEU 246/2014にて、食品に使用できる香料物質のEUリストから19品目を削除した。（官報[L74/58](#)、2014年3月14日付）
- 欧州委員会はEU 216/2014にて、食肉中のトリヒナの公的管理に関する規定を一部改正した。（官報[L69/85](#)、2014年3月8日付）
- 欧州委員会はEU 264/2014にて、固形サプリメントに使用されるポリビニルピロリドン-酢酸ビニル共重合体（polyvinylpyrrolidone-vinyl acetate copolymer）の使用を許可した。（官報[L76/22](#)、2014年3月15日付）
- 欧州委員会はEU 298/2014にて、特定区分の食品に対して二リン酸二水素マグネシウム（magnesium dihydrogen diphosphate）の使用を許可した。（官報[L89/36](#)、2014年3月25日付）

- 欧州委員会はC(2014) 1904にて、人が消費する肉製品、加工された胃袋、膀胱および腸を第三国からEU域内に輸入するための公衆衛生条件を定めた2007/777/EC に修正を加えた（官報L95/31、2014年3月29日付）
- 欧州委員会は食品中のカドミウムの含有量の削減に関する勧告を発表した。（官報L104/80、2014年4月8日付）

2. エネルギー効率・エネルギーラベル

4月25日、欧州委員会環境総局は、エコラベル規則（EC 66/2010）の実施に関してステークホルダーから意見を収集する、パブリックコンサルテーションを開始した。パブリックコンサルテーションは2014年7月14日まで行われる。

パブリックコンサルテーションの結果は、第7次環境行動計画（EAP：Environment Action Programme）に基づき、欧州委員会のエコラベル規則見直しに反映される。EAP は、2020年までの欧州委員会の環境政策の指針となる包括的な戦略で、第7次環境行動計画は2013年11月20日に発表された。エコラベル規則の見直しは、製品のライフサイクルを通じた環境パフォーマンス及び資源効率の向上を目的としている。

参照：コンサルテーションの[ウェブサイト](#)、欧州委員会によるエコラベルの[ウェブサイト](#)

3. 製品安全

(1) 欧州委員会は製品の耐久性に関する新しい調査を開始

欧州委員会環境総局は、製品の耐久性を評価する方法論の開発を行うための調査を委託した。同調査では、欧州域内市場でより耐久性のある製品を導入することによって生じる便益と費用の推定も行われる。2014年末に終了予定の同調査は、冷蔵庫などの耐久性の高い製品に焦点をあてている。調査結果は、欧州委員会が関連する製品の政策策定の検討資料として用いられる。

参照:欧州委員会の[ウェブページ](#)、プロジェクトの[ウェブページ](#)

(2) ロープウェイの設置に関する欧州委員会案

2014年3月27日、欧州委員会は旅客用ロープウェイ設備に関する指令2000/9/EC の改定案（COM/2014/187）を採択した。新指令案は、欧州域内市場におけるロープウェイ設置に関する規

制の簡素化及び調和を行うと共に、こうした設備の安全性向上を図ることを目指したものである。

同指令の対象となるロープウェイ設備には、フニクラやケーブルカー、ゴンドラ、人の輸送を目的としたリフトなどが含まれる。これらは観光客の多いリゾート地もしくは都市交通で用いられている。

参照：欧州委員会の[サイト](#)、欧州委員会の[プレスリリース](#)（2014年3月27日）、EurLexの[サイト](#)、Pre Lexの[サイト](#)、欧州委員会の提案 [COM/2014/187](#)

(3) 身体保護用具に関する欧州委員会の提案

2014年3月27日、欧州委員会は身体保護用具に関する指令89/686/EC の改定案（COM/2014/186）を採択した。新指令案は、欧州域内市場における同用具に関する規制の簡素化及び調和を行うと共に、こうした用具の安全性向上を図ることを目指したものである。同指令の対象となるのは、安全ヘルメットや耳あて、安全靴、ライフジャケット、自転車用ヘルメット、サングラス、反射チョッキなどである。

参照：欧州委員会の[サイト](#)、欧州委員会の[プレスリリース](#)（2014年3月27日）、[Pre Lex](#)、欧州委員会の案[COM/2014/186](#)、[EurLex](#)

(4) 日本製品に対する RAPEX 通知

2014年3～4月、欧州共同体緊急情報システム（RAPEX）の下、消費者の健康および安全に対する重大なリスクがあるとして以下の日本製品が加盟国から欧州委員会に通知され、エンドユーザーからの回収や市場への流通を阻止する措置が一部の加盟国で実施された。

- 三菱製乗用車（措置が実施された加盟国：ポルトガル、オランダ、ドイツ、リトアニア、スロバキア、スウェーデン）

参照：RAPEXの[レポート11](#)（2014年3月21日）、[レポート15](#)（2014年3月18日）

- キヤノンのカメラ（措置が実施された加盟国：マルタ）

参照：RAPEXの[レポート12](#)（2014年3月28日）

- KURO SUMI（クロスミ）の入れ墨用インク（措置が実施された加盟国：ドイツ）

参照：RAPEXの[レポート13](#)（2014年4月4日）

(5) より安全な製品と市場監視強化

4月15日、欧州議会は、第三国からの輸入製品を含む域内市場で流通する製品の安全性を向上させ、市場監視を強化するための欧州委員会案を採択した。欧州委員会案には、以下の様な食品以外の製品を第三国から輸入する場合の監視を強化する措置が含まれる。

- 責任の所在を明確にし、製造メーカーや輸入業者、流通業者向けに製品分野横断的な一貫性ある規制を適用
- 製品のトレーサビリティ（traceability）の改善

同提案では、消費者保護だけでなく、不平等な競争から欧州ビジネスを保護することも目的としている。同法案は今後、理事会で審議され、採択された場合には2015年から施行される。

参照：欧州委員会の[プレスリリース](#)（2014年4月15日）、欧州委員会の[サイト](#)、欧州議会の市場監視強化に関する[進捗ファイル](#)、安全性に関する[進捗ファイル](#)、欧州議会の[プレスリリース](#)（2014年4月15日）

4. 機械

(1) 簡易圧力容器

3月29日、欧州委員会は、簡易圧力容器の欧州域内市場への投入に関する EU 加盟国の規制の調和を目的とした新指令（2014/29/EU）を官報で発表した。

参照：EU官報[L96/45](#)

(2) 昇降機（リフト）及びその安全部品

3月29日、欧州委員会は、昇降機及びその安全部品に関する EU 加盟国規制調和を目的とした2014年2月26日付の新指令、新昇降機（リフト）指令（2014/33/EU）を官報で発表した。

参照：EU官報[L96/25](#)

5. 自動車

(1) 新乗用車からの CO2排出削減

2014年3月10日、EU は新乗用車の CO2排出を制限する規則（EU 333/2014）を採択した。同規則は、2009年に施行された規則 EC443/2009を改定するもので、2020年から自動車業界は新車1台あたりの平均 CO2排出量を95g/Km 以下にすることを定めている。さらに同規則では平均 CO2排出量が50g/Km 以下の低炭素車両の製造を促すため、2020年～2022年まで同車両を対象にインセンティブ「スーパークレジット」を設けている。同クレジットを利用し、排出量が多い車両からの排出分をある程度相殺することができる。

さらに、同規則では1年間の段階的実現方式（フェーズ・イン）という猶予措置を設けている。これにより、2020年には新車の95%のみに同規則が適用され、2021年以降になってから新車の100%に適用される。

欧州委員会は、2020年以降の新しい CO2排出削減目標の設定のために、同規則の見直しを2015年に行う予定。

参照：EU官報 [L103/15](#) 欧州理事会の[プレスリリース](#)（2014年3月10日）

(2) 自動車部品に関する ECE 基準

国連欧州経済委員会（UN/ECE）が、様々自動車部品の型式承認に関する統一的な基準を採択した。国際基準策定の観点から、この UN/ECE の取り組みに参加する欧州委員会は、以下に掲げる規則を採択した。

ECE 基準	対象部品	リンク
ECE/R72	ハロゲン前照灯（2輪車用 HS 1）	EU官報 L75/1 EU官報 L93/85
ECE/R 104	大型車両（カテゴリーM、N、O）用反射板	EU官報 L75/29
ECE/R 96	農業・林業用トラクター用圧縮点火エンジン	EU官報 L88/1
ECE/R 56	前照灯（モペット）	EU官報 L89/77
ECE/R 119	コーナリングランプ	EU官報 L89/101
ECE/R 50	2輪車用（カテゴリーL）用の灯火器	EU官報 L97/1
ECE/R 129	チャイルドシートの装備	EU官報 L97/21

(3) 欧州委員会が冷媒 HFO1234yf の安全性を宣言

3月7日、欧州委員会は、共同研究センター（JRC）が実施した包括的な評価に基づき、自動車エアコン用（MAC）の新冷媒 HFO1234yf（R1234yf）は、「通常想定される条件下の使用においては深刻なリスクをもたらさない」と発表した。

JRC の報告書は、ドイツ連邦自動車当局（KBA）が2013年に達した結論と米国の自動車技術団体（SAE International）が同年に実施した共同研究プロジェクト（CRP）のリスク評価を支持する内容である。

欧州委員会は、4月1日に加盟国代表から成る技術委員会を開催し、JRC 報告書のレビューを行いつつ、ドイツ政府のダイムラーによる旧型冷媒の使用許可の撤回を求めた。ドイツ政府が欧州委員会による違反手続き取り下げに値する措置を打ち出さない限り、欧州委員会は欧州司法裁判所へ提訴することとなる。

参照：欧州委員会の[プレスリリース](#)（2014年3月7日）、欧州委員会の[ウェブサイト](#)、JRCの[報告書](#)（2014年3月3日）

(4) UNECE が世界統一乗用車排出ガス試験法を採択

3月12日、国連欧州経済委員会（UNECE）は、乗用車、小型商用車（バン）、3.5トン未満の車両の CO2排出量と燃費を測定する新しい標準試験「世界統一乗用車排出ガス試験法（WLTP）」を採択したと発表した。新たなテスト方法は、1996年以来使用されて来た試験方法「新欧州ドライビング・サイクル（NEDC）」に切り替わることになる。WLTP は、UNECE の作業部会 WP29（自動車基準調和世界フォーラム）が開発したもので、日本、EU、オーストラリア、中国、インド、ノルウェー、韓国、モルドバ、ロシア、南アフリカ、トルコで導入される。

UNECE は、WLTP は、以前の方法に比較して実際の運転状況をより良く反映しており、エアコンやシート暖房など通常の運転における燃費増大要因を考慮していることから、さらに正確な計測が可能となるとしている。WLTP に基づいて計測した場合、燃費は現行の試験方法よりも10%から20%悪化するという。

EU は、WLTP を2017年に導入したい意向だが、欧州自動車業界（ACEA）は、技術開発が追い付かず、2020年の CO2排出削減目標の達成が厳しくなる等の理由から、導入は2020年に遅らせるべきだとしている。

参照：UNECEの[プレスリリース](#)（2014年3月12日）、ACEAの[プレスリリース](#)（2014年4月10日）

(5) コネクティッドカー（Connected cars）の第一次標準パッケージを採択

2014年2月14日、欧州標準化委員会（CEN）及び欧州電気通信標準化機構（ETSI）は、協調 ITS（Cooperative Intelligent Transport Service）システムの技術的中核となるコネクティッドカーに関する第一次基本規格パッケージ（いわゆる「リリース1」）を採択した。

同パッケージは、インテリジェントな輸送システムを促す目的で打ち出された欧州委員会マニフェスト（M/453）の下で上記標準化機関が策定した。

現在、CEN/ETSI は、次に出すリリース2の標準パッケージの採択に向けた作業を行っている。リリース1の基本規格は、安全対策、通信機能、セキュリティなどの基本的要件を定めたものだったが、次のパッケージは、より高度で複雑な道路状況を想定したもの、高いセキュリティ設定などの追加的な機能を含んだものになるという。また、こうした協調 ITS に世界レベルでの互換性を持たせるため、国際標準化機構（ISO）、米国電気電子学会（IEEE）、自動車技術会（SAE）とも緊密な連携を図るとしている。

参照：CEN/CENELECの[プレスリリース](#)（2014年2月14日）、

6. 電気電子機器

(1) 温暖化フッ素化合物ガス（Fluorinated greenhouse gases =F-gases）

2014年4月16日に EU の新フロン F-ガス規則（EU 517/2014）が採択された。同規則は、F ガス排出量を2030年までに現在の3分の2の水準まで削減することを目標としている。

新規則は F ガスの抑制、使用、再利用、廃棄に関するルールを設定したものである。特に、より環境に優しい代替製品が利用できる場合は、冷蔵庫やエアコンなどの新製品に F ガスを使用することを禁じている。また以下の表に示すように、同規則では、ハイドロフルオロカーボン（HFC：Hydrofluorocarbons）の地球温暖化係数（GWP：Global Warming Potential）によっては、特定の製品の域内流通を禁止している。同規則は、2015年1月1日から適用される。

新 EU 規則により禁止される F-ガスを含む製品リスト

製 品	HFC の GWP 値	禁止開始時期
家庭内用冷蔵庫及び冷凍庫	GWP 150 以上	2015年1月1日
業務用冷蔵庫及び冷凍庫	GWP 2500 以上	2020年1月1日
	GWP 150 以上	2022年1月1日

固定冷蔵機器	GWP 2500 以上	2020年1月1日
40kw 以上の業務用集中管理冷蔵装置	GWP 150 以上	2022年1月1日
移動型室内用エアコン	GWP 150 以上	2020年1月1日
3キロ未満の F ガスを含むスプリット型エアコン	GWP 750 以上	2025年1月1日
断熱、防音等の目的で使用されるフォーム	GWP 150 以上	2020年1月1日
工業用エアゾール製品	GWP 150 以上	2018年1月1日

参照：EU官報[L150/195](#)、欧州理事会の[プレスリリース](#)（2014年4月14日）、欧州委員会の[ウェブサイト](#)

(2) EU 無線機器指令 (RE Directive)

4月16日、EU は無線機器に関する新しい指令（2014/53/EU）を採択した。同指令は、EU 域内市場に無線機器を投入する際の規制を調和したものである。

同指令は、現行の無線・通信端末機器指令1999/5/EU（R&TTE Directive：Radio and Telecommunications Terminal Equipment Directive）に代わり、携帯電話、車のリモコンキー、モデムといった、無線測位もしくは通信を目的として電波を発する全ての機器に適用される。但し、安全保障及び防衛のために使用される無線機器は除外されている。新指令は、無線機器の相互運用性ならびに健康や安全性に関する本質的要件を徹底することを目指している。特に、同指令の下では、バッテリー充電器の互換性が、携帯電話や同類の機器にとって本質的な要件となる。

同指令は2016年6月13日より適用される。

参照：EU官報[L154/62](#)、欧州委員会の[ウェブサイト](#)、EU理事会の[プレスリリース](#)（2014年4月14日）

(3) E 新 EMC 指令

3月29日、電磁互換性に関する加盟国規制の調和に関する、2014年2月26日付けの新 EMC 指令（2014/30/EU）が官報で発表された。

参照：EU官報[L96/79](#)

(4) 非自動重量計指令

3月29日、非自動重量計に関する加盟国規制の調和に関する、2014年2月26日付けの新非自動重量計指令（2014/31/EU）が官報で発表された。

参照：EU官報[L96/107](#)

(5) 計器指令

3月29日、計器に関する加盟国規制の調和に関する、2014年2月26日付けの新計器指令（2014/32/EU）が官報で発表された。

参照：EU官報[L96/149](#)

(6) 新低電圧指令

3月29日、特定の電圧下での使用向けに設計された電気機器に関する加盟国規制の調和を目的とする、2014年2月26日付けの新低電圧指令（2014/32/EU）が官報で発表された。

参照：EU官報[L96/357](#)